

大分トラック情報



うすき紙雛(臼杵市)

TOPICS・重要なお知らせ

- 改正貨物自動車運送事業法(令和7年4月1日施行)について
- 県下の商工会議所会頭へ要望書を提出
- 第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会を開催



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

☆トピックス

(1) 改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）について	1
○ 運送契約締結時の書面交付義務	2
○ 委託先の健全な事業運営の確保に資する取組（健全化措置）を行う努力義務、 当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用者監理者の選任義務	4
○ 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務	6
○ 荷待時間や荷役作業・附帯業務の 「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大	8
(2) 県下の商工会議所会頭へ要望書を提出	10
(3) 第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会を開催	11
(4) 竹田市の小学校で物流出前講座を開催	14
(5) 飲酒運転根絶を目指して～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～	17
(6) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	20

☆青年部だより

(1) 令和6年度 社会福祉法人 大分合同福祉事業団への寄付金	21
(2) 令和6年度（公社）全日本トラック協会青年部会「九州ブロック大会」へ参加	21
(3) 令和6年度（公社）全日本トラック協会青年部会「全国大会」へ参加	22

☆陸災防だより

23

☆大分産業機械技能教習所だより

25

☆お知らせ

(1) 2025年度 運行管理者等一般講習開催のお知らせ	26
(2) 令和7年 全国交通安全運動	27
(3) 新入会員紹介	27
(4) 会員名簿訂正方をお願い	27
(5) トラック運送業界の景況感（令和6年10月～12月期）	28
(6) 燃料価格情報	28
(7) 行事予定表	30
(8) 帳票関係FAX注文書	31

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）について

第213回国会において、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）」が成立し、令和6年5月15日に公布されました。

改正法第4条では、貨物自動車運送事業における取引環境の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）において、主に

1. 運送契約締結時の書面交付義務
2. 委託先の健全な事業運営の確保に関する取組（健全化措置）を行う努力義務、当該取組に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務
3. 実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務

などについて規定し、これらの規定については、令和7年4月1日から施行することとされています。

※詳しくは、次ページからをご覧ください。



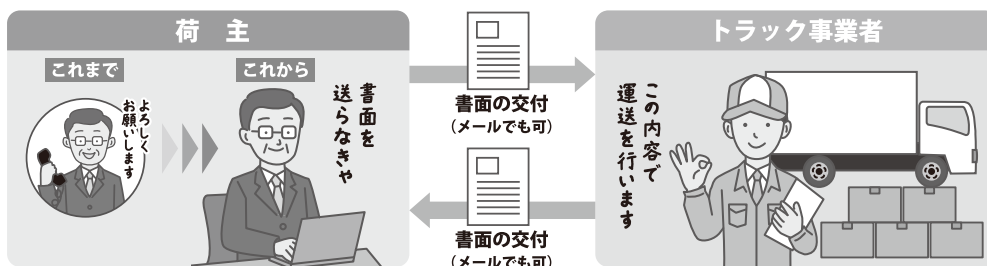
運送契約を書面化しよう

改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）

運送契約締結時の書面交付義務化



運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられます。



※書面交付は、荷主・トラック事業者双方に義務付けられます。

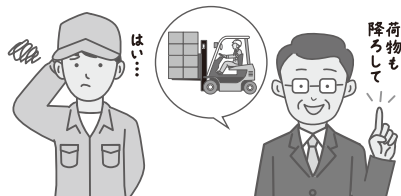
※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。（裏面を参照）

書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の収受



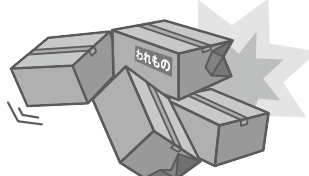
現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の 契約内容の確認



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・真荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※真荷主とは「自らの事業に関してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、トラック事業者以外のもの」を指します。

※元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、真荷主に該当します。

※下請構造の中にいる貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ①運送役務の内容・対価
- ②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤運賃・料金の支払方法
- ⑥書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。

ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q&A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例（※赤字は法定事項）

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人: *****@xxx.co.jp 送信日時: 2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先: xxxxxx@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □□運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車1両、貨切距離制 品名: 冷凍食品1トン (10パレット) 積込: 4/5 12時 (○○食品 A工場) 取卸: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容 15時30分~16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円 支払方法: R7.4.4 銀行振込 ○〇食品㈱ ○〇課 国土 花子 〒***** 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL: 028-111-***** / FAX: 028-222-***** E-MAIL: *****@xxx.co.jp	差出人: xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時: 2025 年 4 月 1 日 火曜日 13:25 宛先: *****@xxx.co.jp 件名: RE: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ ○○食品㈱ 国土さま メールにて依頼のありました下記の件了解しました。 (※) □□運輸㈱ □□課 運輸 一郎 〒xxx-xxxx 栃木県□□市□□2-2-2 Tel: 028-333-xxxx / Fax: 028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人: *****@xxx.co.jp 送信日時: 2025 年 4 月 1 日 火曜日 10:57 宛先: xxxxxx@xxx.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱ □□運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車1両、貨切距離制 品名: 冷凍食品1トン (10パレット) 積込: 4/5 12時 (○○食品 A工場) 取卸: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容 15時30分~16時30分、倉庫内における 検品・梱入れ作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000 円 有料道路利用料 (税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込料及び取卸料 5,000 円 附帯業務料: 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円 支払方法: R7.4.4 銀行振込 ○〇食品㈱ ○〇課 国土 花子 〒***** 栃木県〇〇市〇〇1-1-1 TEL: 028-111-***** / FAX: 028-222-***** E-MAIL: *****@xxx.co.jp

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）



委託先への発注を通正化しよう

委託先への発注適正化（健全化措置） 運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務化

運送利用管理規程を作成しよう
運送利用管理者を選任しよう

利用運送を行うときに**委託先への発注適正化（健全化措置）**について**努力義務**が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、**健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。**

健全化措置のイメージ例



健全化措置によるトラック事業者のメリット

実運送事業者が収受する運賃・
料金の適正化につながる



実運送体制管理簿による下請構造の可視化とあいまっ
て、多重下請構造の是正にむけた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。

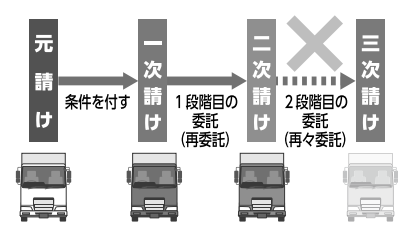


国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

健全化措置の努力義務について

- 利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。 	2 「荷主が提示する運賃・料金<①の概算額>である場合、当該荷主に対し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。 	3 委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に関し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すこと。 
---	---	--

運送利用管理規程の作成・ 運送利用管理者の選任義務について

- 一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上※）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

- ① 運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務
- ② 運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

※毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数（利用運送）・全国計」の欄で判断します。

運送利用管理規程の 必要項目	運送利用管理者の職務	届出期限
① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項 ② 健全化措置の内容に関する事項 ③ 健全化措置の管理体制に関する事項 ④ 運送利用管理者の選任に関する事項	① 健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。 ② 健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。 ③ 実運送体制管理簿を作成する場合には、当該実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。 ※運送利用管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者（役員等）から1人選任します。	利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで※に届出をする必要があります。 ※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法Q & A」をご参照ください。





改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）

実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けられます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

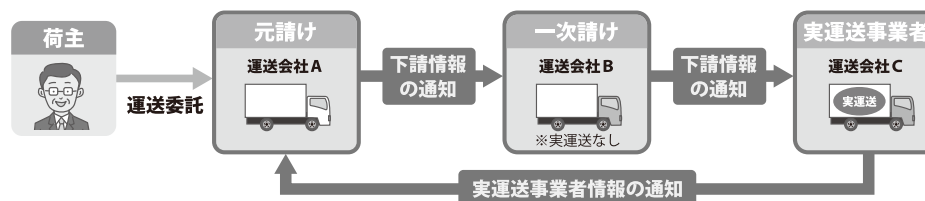
- ・元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- ・利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- ・実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- ・対象となる貨物の重量は、1.5トン以上です。
- ・実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。



● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の商号又は名称
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
- ③ 実運送事業者の請負階層（一次請け、二次請け等）

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

実運送体制管理簿のイメージ

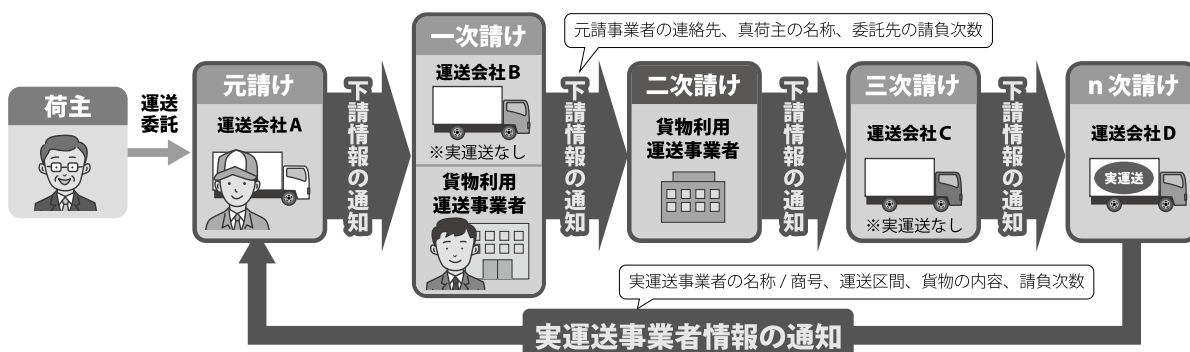
赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）							
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）							
実運送体制管理簿（食品メーカー甲社）							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～〇〇工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	〇〇	
2/1(木)	〇〇工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	〇〇	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	〇〇	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	〇〇	
...	...	...	...	...	...	...	...

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



令和7年4月1日から、全車両が記載対象になります 荷待時間や荷役作業・附帯業務の 「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積み込み

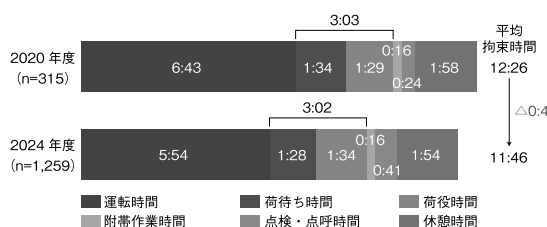
取卸し

荷造り・仕分・
棚入れ等

荷待ち



◎トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳



出典：国土交通省「第17回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会 資料」

国土交通省では、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正（令和6年10月1日公布、令和7年4月1日施行）し、業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両について、従来は「車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の車両」とされていたものを、「全車両」へと拡大しました。

《改正の目的》

①改正貨物自動車運送事業法（令和6年5月公布）により契約の適正化を図ることとされていますが、貨物自動車運送事業者は自身の荷待時間・荷役時間を記録することで、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に収受する根拠とすることができます。

②改正流通業務総合効率化法（令和6年5月公布）により、荷主に荷待・荷役時間の短縮の努力義務を課することとなります。荷待・荷役時間を把握できない荷主については、貨物自動車運送事業者の確認を取ることも想定されますので、貨物自動車運送事業者においても自身の荷待・荷役時間を把握しておく必要があります。

なお、記載については従来と同様（裏面：記載例）に、荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となり、また記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかったかについても記録対象となります。

荷待時間についても、従来と同様に、荷主都合により30分以上待機した時は記録対象となります。

ムダな荷待時間を減らすとともに、荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷待時間・荷役作業等が発生した場合は、必ず「業務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

業務記録付票[記載例]

※全車両対象

〔発荷主側で荷物の積み込み時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合〕

パターン例 (サンプルA)

8:45	集貨地点に到着	
9:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:20分)	
9:20 ~ 9:40	附帯業務①(荷造り) (荷主都合の待機:20分)	→20分
10:00 ~ 10:30	附帯業務②(ラベル貼り)	→30分
10:30 ~ 11:30	積み込み	→60分
11:30	出発	

※荷役作業等が契約書に明記されていて、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

記入見本

荷主名:株式会社〇〇 車両番号:〇〇〇〇

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
〇/△	〇〇 〇〇	〇〇物流センター	8:45	9:00
荷待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00~9:20 9:40~10:00	40分	9:20~9:40 10:00~10:30	10:30~11:30	11:30
ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側が実施した荷役作業等の内容	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1.積み込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分 5.検収・検品 6.検持ち 7.検持ち 8.搬入 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	△△ △△	契約書に荷役作業等の内容の 全てが明記されているが、 合計時間が1時間以上となる場合は 業務記録への記載が必要です		

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。
※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

〔着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外〕

パターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:40分)	
16:40 ~ 17:00	取卸し (荷主都合の待機:20分)	→20分
17:20 ~ 17:50	附帯業務(棚入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

記入見本

荷主名:株式会社●● 車両番号:●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷待機 開始・終了時刻	荷待時間	附帯業務の 開始・終了時刻	積み込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
16:00~16:40 17:00~17:20	60分	17:20~17:50	16:40~17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容	(発・着) 荷主側担当者確認欄	荷主側が実施した荷役作業等の内容	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側担当者 不在の場合
1.積み込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分 5.検収・検品 6.検持ち 7.検持ち 8.搬入 9.ラベル貼り 10.はい作業 11.その他()	●● ●●	契約書に荷役作業等の内容の 全てが明記されているが、 合計時間が1時間以上となる場合は 業務記録への記載が必要です		

※別途デジタコなどの方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着) 荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

県下の商工会議所会頭へ要望書を提出

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は3月3日、大分市金池町の九州電力大分支店ビル5階会議室において、商工会議所の令和6年度第2回会頭会議に出席し、冒頭に県下の商工会議所会頭への要望を行った。

トラック協会の藤原隆司専務理事が会頭10人に対し、トラック協会の活動として、5つの事業(緊急輸送体制整備事業、環境対策事業、安全対策事業、法令遵守のための活動、人材確保・業界啓発事業)について、さらにトラック運送業を取り巻く課題および価格転嫁や物流の2024年問題への対応などを説明した。続いて、物流効率化法や貨物自動車運送事業法、トラック・物流Gメンの機能強化など現在の状況を説示した。

最後に、「今後とも、国民の暮らしと経済を支え、持続的な物流を構築していくため、標準的な運賃・料金の適正収受に、荷主の皆様のご理解とご協力を是非ともよろしくお願いしたい。併せて、安全性に特に優れた事業所に認定された“安全性優良事業所(Gマーク)”の優先利用についてもご理解頂きたい。」とトラック業界の現状やドライバーの労働環境改善への協力をお願いした。

次に、トラック協会の仲浩会長(中津商工会議所会頭)が「トラック事業者は35年前は4万者であったが、現在6万者に増え過当競争で運賃の値下げ合戦や無理な要望を聞いてきて、現在は非常に苦しんでいる。さらに、最近の燃料高騰で、非常に困難を極めている。今回は、各地の会頭様に運輸事業が困っている状況を傘下の企業に周知いただき、運賃と料金、燃料サーチャージなど適正に収受できるよう周知をお願いしたい。私どもの厳しい状況をご理解いただいて、この要望に是非ともご賛同をお願いしたい。」と述べた。



各会頭に協力のお願いを述べる仲会長



左から、仲浩中津商工会議所会頭(大分県トラック協会会長)、石田敦子宇佐商工会議所副会頭、中村慎一郎豊後高田商工会議所副会頭、十時康裕日田商工会議所会頭、小手川強二臼杵商工会議所会頭、西謙二別府商工会議所会頭、吉村恭彰大分商工会議所会頭、谷川憲一佐伯商工会議所会頭、古手川保正津久見商工会議所会頭、都築員守竹田商工会議所副会頭

第16回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会を開催



九州運輸局（原田修吾局長）、大分労働局（佐藤広道局長）ならびに公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は2月27日、大分市向原西の大分県トラック会館五階大会議室において、トラック業界の取引環境の改善や長時間労働の抑制を図ることを目的とした「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会」を開催した。



本多労働基準部長 開会にあたり、大分労働局の本多信一郎労働基準部長が「本協議会はトラック運送事業者、荷主、行政機関などの関係者が一体となってトラック運送業における取引環境の改善などを実現するための具体的な環境整備を行うことを目的としている。今年で10年目となるが、今年度においても各機関から様々な取組みが行われている。この機会に互いに情報を共有していくことは非常に有意義なものと思われる。最近の報道では、国民生活を支える物流の大切さをあらためて国民の皆様と考えていただくことに繋がり、本協議会のテーマとする取引環境の改善などの課題にも寄与するものと考えている。個々の事業者の皆様には目の前の問題として、運転手の確保、賃金引き上げのための原資の確保、あるいは円滑な物流をどのようにして確保するのかについて、頭を悩ませていると推察する。今年度も大分労働局では、トラック事業者を含めて、時間外労働の上限規制への対応を最重要課題と位置付け、事業場の皆様方を対象に説明会の開催や荷主企業の皆様に対する協力要請、さらに賃上げに対しても労務費の価格転嫁の実現のための環境整備などに取り組んできた。引き続き、皆様方とともにこの地域の将来を見据えながら労働時間や賃金などの課題解決に向けて情報収集を行いながら、関係者に寄り添った対応を続けていく。」とあいさつした。

続いて、国立大学法人大分大学の前田明名誉教授が座長となり、さっそく議事に入り、各行政機関からの情報提供・活動報告が行われた。

九州運輸局から国土交通省の取組として「物流改正法について」、「適正な運賃の収受に向けて」、

「荷主等への要請について（トラック・物流Gメンの取組）」について。

大分労働局から厚生労働省の取組について「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会の実施状況」、「労働基準監督署による発着荷主等に対する要請について」、「周知事項について」。

九州農政局から農林水産省の取組として「農産物の物流の現状と対策」、「農林水産省の支援」、「九州の農産物物流について」、「改正物効法の規制措置の施行に向けた検討状況など物流をめぐる最近の動き」について。

公正取引委員会事務総局九州事務所から、物流分野等における取引の公正化に向けた公正取引委員会の取組として「物流取引を巡る独占禁止法・下請法について」、「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」、「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果」、「中小企業に不当に不利益を与える行為の取締り強化」について。

九州経済産業局から、経済産業省の取引環境改善への取組について「取引適正化のための施策」、「取引方針の改善サイクル」、「最近の動向」について。

大分県企画振興部交通政策局から、「自動車運送事業者乗務員確保対策事業」について。

関係行政からの情報提供に続いて、事務局である大分運輸支局から「令和6年度における大分県地方協議会の取組について」報告、さらに「令和7年度大分県地方協議会の取組方針案」について、主として労働実態調査ならびに違反原因行為の解消に向けた活動の強化の提案が行われた。また、前田座長から荷主と運送事業者との間のズレについて問われ、実例を挙げて説明を行った。

その後のトラック事業者と荷主企業との意見交換では、トラック事業者側から「荷主に対して



原田座長



出席した運送事業者と荷主企業の皆さん

標準運賃を理解させる方策は？」との問いに対し、事務局ならびに行政側から返答があった。

続いて、2024年問題への取組みについて、荷主企業から順次事例を挙げて回答があった。



中野副会長

また、オブザーバーとして参加した大分県トラック協会の中野健造副会長が「燃料価格が高止まりしているが、我々は物流を止めずに何とか輸送している。これからも、発着荷主の方々にご協力をいただきながら、本会議が有意義なものとなることを期待している。」と述べた。

続いて、藤原隆司専務理事が「昨年4月からの時間外労働の上限規制により、物流の停滞の恐れが多くメディアを始め色々な機会で見えられ、我々運送業界も懸命に安定した物流の確保のため、あらゆる対策を講じているところである。だが、物流の安定のためには、これらを解決する確かな原資が必要である。そのため、荷主企業に輸送の効率化や適正な運賃収受について、積極的に交渉を行っているが、十分な成果を達成出来ていない状況である。そして、運送事業者が悩む荷待ち時間の短縮や適正な取引環境の改善は喫緊の課題であり、引き続き荷主の方々に対して、誠意を持って交渉に臨んでいきたいので、ご理解をよろしくお願いしたい。また、行政機関の皆様には引き続き運送業界へのご支援をお願いしたい。」と仲浩会長のコメントを代読した。

続いて、大分運輸支局の藤木淳史支局長が「改正物流法に関する説明会」と「分散引越の協力」の説明を行った。



大久保自動車交通部長

最後に、九州運輸局自動車交通部の大久保栄作部長が「この協議会は、時間外労働の上限規制の適用開始までの間にこれまで開催されてきたが、昨年4月に時間外労働の上限規制が開始されたことで、物流の効率化や荷主企業に対する規制措置の導入を定める改正物流法が成立し、この協議会の議論の前提が大きく変化することとなった。この改正物流法は今年4月に施行予定であるので、物流事業者、荷主企業、私ども行政と言った関係

者が認識を共有して、引き続き取引環境と労働時間の改善に向けて一丸となって取り組んでいくことが重要である。そこで本日は、関係省庁による取引環境と長時間労働の改善に関する各種取組みや情報提供をメインとして説明していただいた。貴重な情報をいただき感謝申し上げます。物流の2024年問題は、昨年大きく取り上げられたが、これは昨年だけの問題では無い。年々、深刻化していく構造的な課題であり、関係者が一体となって考え、今後も継続的に対応していく必要がある。まさにこれからが正念場である。今後も、この協議会を通じて、物流2024年問題解決に向けた各種施策の展開や検証を継続して行っていきたい。」とまとめのあいさつを述べ、協議会は閉会した。

竹田市の小学校で物流出前講座を開催



中野支部長と生徒達

大分県トラック協会県南支部（中野健造支部長）ならびに青年部大運会（魚返直寿部会長）は2月17日、竹田市の竹田市立竹田小学校において、竹田小学校ならびに荻小学校の5年生38人を対象に同校と竹田市大字竹田の竹田市総合運動公園駐車場において物流出前講座を開催した。

竹田小学校ではランチルームで座学を行い、進行を青年部の荻本豪人副会長が務め、はじめに担当教師から講座についての概要説明が行われたのち、中野健造支部長が「ト



担当教諭から講座の説明が行われた



中野支部長のあいさつ

いさつした。

続いて、県南支部の大野貴照事務局長が「物流に関する説明」として、物流とトラックについて生徒に対して質問しながら説明を行った。

まず、物流とトラック輸送について、国内で年間48億トンの荷物が運ばれている中で、トラッ

ラックの物流は皆さんと密接な関係がある。皆さんが今朝食べてきた朝食や着ている洋服、そして文房具など、ほとんどの物が運送会社の人達がトラックで皆さんの元へ届けている。また、去年に石川県の能登地方で大変大きな災害が起きた時にも全国のトラック運送会社が被災地に向けて生活に必要な物資などをいち早く届けている。今日は2時間という短い時間ではあるが、トラックについてたくさん勉強して、トラックのことを好きになってほしい。」とあ

ク輸送は43億トンで一位であることを説明。そして長所として、①荷物を直接届ける②望む時間に届ける③天候に左右されにくい④荷物に合わせた専用の車両があることを説明し、ダンプカーやタンクローリーなどの写真を見せ、何を運ぶトラックなのか質問しながら、各種の専用車両を紹介した。

次に、ライフライン（生命線）を守るトラック輸送として、トラックは私達が生きていくうえで絶対に必要な物を運んでいる。災害が起きた際にライフラインが途絶えた被災地に必要な物資を運んでいる。悪天候でも使える道路を利用し、車両を交換しながら届けることができる。さらに一度に大量の荷物を運べるトラックと組み合わせて効率的な輸送やモーダルシフトなどを説明。

最後に、トラック運送業の課題として、①環境問題への取組みについて、環境に優しい車両やアイドリングストップなどエコな運転に努めていることや、モーダルシフトで輸送の効率化を進め、CO₂削減を図っていることを説明。また、安全への取組みについて、歩行者や乗用車を事故の危険から守るため、トラックの安全性能が進化していることや、ドライバーに安全運転の意識を高める教育などを行っていることを説明。ドライバー不足の問題について、2006年には92万人いたトラックドライバーが2030年には52万人まで減ることが予想されており、物流が成り立たなくなることが危惧されている。さらに2024年問題でドライバーの働く時間が短縮されていることなどを説明。業界では働きやすい環境を整え、高齢者や女性ドライバーの活躍の場を作っていること、フォークリフトやテールゲートリフターなどで効率的に荷物の積み卸しが出来るように進めていることなどを説明した。

大野氏は最後に、「トラック輸送や物流に興味を持ってもらい、将来皆さんがトラックの仕事をしてみたいなと思ってくれたら、私達は本当に嬉しいと思う。」と述べ、座学は終了した。



座学のように（県南支部の大野事務局長が説明）

続いて、生徒達は小学校から待機していたバスに乗車し、竹田市総合運動公園に移動した。

各種トラック10台が並べられた駐車場で、青年部の深井裕介氏の説明で、1台ずつ車両が紹介され、荷台などの稼働部分を実際に動かして説明した。生徒達は冷凍車の冷氣を確認したり、鋼材運搬用の傾斜トレーラーやレッカー車がトラック車両をレッカーする様子など、普段近くで見る機会の少ない様々なトラックのはたらきに興味津々で、説明後に設けられた自由時間では各自が気になる車両の運転席に乗り込むなど、楽しく体験した。

最後に、各学校の生徒2名からの感想を発表した。その後、トラック協会から記念品の贈呈が行われ、青年部の魚返部会長から終わりの言葉が述べられた。



車両見学のようす



生徒からの感想



記念品の贈呈



魚返青年部会長のあいさつ



記念撮影

飲酒運転根絶を目指して

～トラックドライバーの飲酒の実態と再発防止策～

近年、事業用トラックによる飲酒運転事故件数は増加傾向にあります。事業用トラックドライバーによる飲酒運転は反社会的行為であり、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主はもとより、社会全体からの信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質極まりない行為です。

トラック運送業界は、国民の暮らしを守り、産業経済活動を支えるために必要なエッセンシャル事業として、多くのトラックドライバーは使命感をもって日夜輸送を行っている中、こうした一握りの心無いドライバーの行為が、トラック運送業界全体に悪影響を与えることとなります。

ここに掲げた飲酒の実態をみると、年齢別では50代が最も多く、次いで60代となっており、また、運転経験年数別では5年以下のドライバーに飲酒運転事案が最も多くみられますが、それ以上の経験年数でも飲酒運転事案が少なからず発生しており、経験年数にかかわらず、全てのドライバーに対して飲酒運転根絶の指導を徹底していくことが求められます。

過去4年間における年齢別・運転経験年数別飲酒運転事案件数※

◆年齢別飲酒運転事案件数

年齢	年度	R2	R3	R4	R5
20代		1	1	0	0
30代		3	1	0	2
40代		11	3	6	5
50代		16	15	10	17
60代		4	6	2	16
計		35	26	18	40

(単位：件)

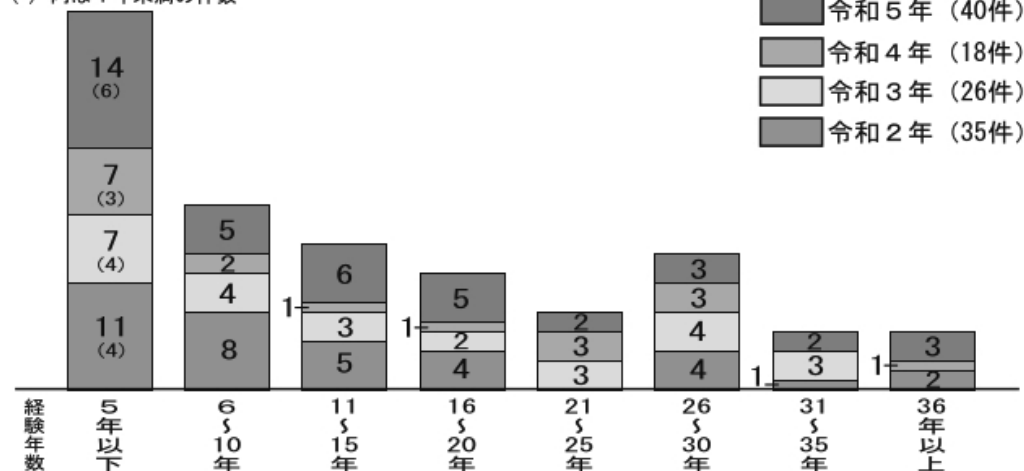
◆運転経験年数別飲酒運転事案件数

運転経験年数	R2	R3	R4	R5
～5年 (1年未満の件数)	11 (4)	7 (4)	7 (3)	14 (6)
6～10年	8	4	2	5
11～15年	5	3	1	6
16～20年	4	2	1	5
21～25年	0	3	3	2
26～30年	4	4	3	3
31～35年	1	3	0	2
36年～	2	0	1	3

(単位：件)

過去4年間における運転経験年数別飲酒運転事案件数※

() 内は1年未満の件数



※自動車事故報告規則に基づき報告された事業用トラック（軽は含まず）の飲酒事案を国土交通省にて集計

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

* 上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をこまかく行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

行政処分基準

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車 | 再違反 200日車

● 指導監督義務違反 (新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車 | 再違反 200日車

● 点呼実施義務違反 (新設)

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車 | 再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

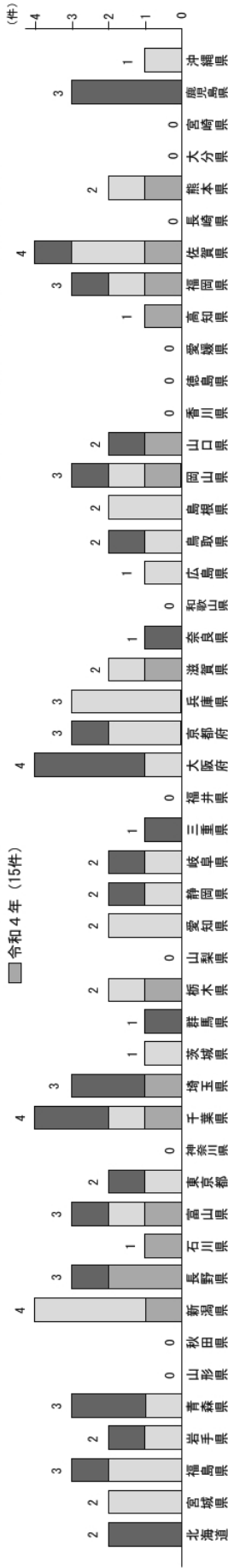
処分量定の引き上げ

● 点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未実施 20件以上 初違反 1件1日車 再違反 1件2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

車籍地別飲酒運転事件数

■ 令和6年 (30件)
□ 令和5年 (35件)
■ 令和4年 (15件)



※国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等より集計した事業用トラック（軽は含まず）の飲酒運転事案速報値：出典 国土交通省

飲酒運転事例

※ここに掲載した事業用トラックドライバーの飲酒運転事例は、国土交通省から提供を受けたもの。

運行管理者による点呼前に運転者が飲酒した事例

① 業務前に点呼が実施されなかった事例

- 前日の夜に飲酒をしており、事故当日は遅刻したため業務前点呼を受けずに運行を開始し、ガードレールに接触。
- 前日にアルコール度数9%の酎ハイ500mlを1本飲酒し、業務前点呼を受けずに運行を開始して、高速道路においてハンドル操作を誤り横転。
- 前日21時ごろまで飲酒した残りの酎ハイを、当日1時30頃の起床後に飲酒してからマイカーで出勤し、業務前点呼を受けずに運行を開始してガードレールに衝突。
- 同一会社の別の営業所にある休憩所内で酎ハイを3本飲酒したのち、点呼を受けずに運行を開始し、道路上のクッショントラムに接触。
- 午前1時頃まで飲酒していたが、早朝からの運行であったため点呼を受けないまま運行を開始し、交差点で信号待ちをしていた乗用車に追突。

② 点呼を実施したが酒気帯び確認が不適切な事例

- 17時30分頃、高速道路のPAに到着し休憩した際に飲酒し、1時間後に出発。それから約1時間走行してPAに到着。当該PAで電話点呼を受けるが飲酒の申告はせず、その後再度飲酒して当該PAで仮眠し、1時間前に出発しようとして当該PAで後退した際に、停車中の乗用車に接触。
- トンネルの壁面に衝突してそのまま逃走し、その後に国道において酒気帯び運転で現行犯逮捕。電話点呼時にアルコール検知器の作動音を確認しておらず、事故直近の中間点呼はメールで行われていた。

運行管理者による点呼後の運行中に飲酒した事例

- 19時～19時45分頃までのフェリー乗船中に飲酒し、下船してから30分後に信号待ちをしていた軽自動車に追突。
- コンビニにおいて酎ハイを購入し飲みながら運転し、赤信号で停止した際、即時にその場で眠り込み数十分間停止状態となり、警察官の職務質問を受け酒気帯び運転が発覚。
- コンビニで酎ハイ500mlを4本購入し、そのうち2本を飲んで走行し、交差点手前でガードレールに接触し、横転。（トラックの車内からアルコール飲料の空き缶が発見されている）

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する。
- 酒気帯びの有無についての運転者による申し出を徹底する。
- アルコール検知器による確認を徹底する。
- 遠隔地においても、アルコール検知器の測定結果をリアルタイムで送信できる管理者が直接確認できるシステム（IT点呼）の導入を図る。
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。
- 点呼の執行体制を強化する。

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認された運転者に対しては「乗務禁止」を命じる。
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合には厳正な処分を行う。
- 飲酒運転に対する懲戒規定の制定や見直しを行い、社内処分を強化する。

【懲戒規定例】

（例） 従業員が次の各号の一つに該当するときは、除罰解雇または懲戒解雇とする。
1. 飲酒運転または薬物等服用運転をしたとき。
（以下、略）

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する。
- 飲酒運転に対する罰則・処分
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
- 勤務時間前の飲酒禁止等の遵守事項を徹底する。
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
- 署名活動を推進する。

家庭への啓発・広報

- 飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する。

飲酒状況等の実態把握

- 運転者の雇用時に、その運転者の飲酒傾向を確認する。
- フェリーを利用する事業者においては、抜き打ちによるフェリー乗船時の運転者の状況確認をする。
- 管理者による個別面談や運転者からの申し出、健康診断結果等により、運転者の飲酒実態を把握する。

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和7年2月に実施された活動です。

2月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央	7:30～8:00	大分市 大分県トラック会館前	7社	10人	2月20日
	中 央 西	7:30～8:00	大分市新川町 新川交差点	5社	12人	2月20日
	南	7:30～8:00	大分市 白滝橋交差点	4社	11人	2月20日
大 分 東	大 分 東	7:30～8:00他	大分市 大分東警察署前	5社	5人	2月17日
別 杵	別 府	7:30～8:00	日出市 佐尾交差点	5社	15人	2月20日
県 北	中 津	7:45～8:15	中津市 田尻交差点	11社	18人	2月20日
	宇 佐・ 豊後高田	7:45～8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	8社	9人	2月20日
西 部	玖 珠	7:30～8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	2月20日
	日 田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	3社	4人	2月20日
県 南	豊 肥	7:30～8:00	豊後大野市 道の駅きよかわ	1社	2人	2月20日
	臼 津	11:00～11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	12社	12人	2月20日
	佐 伯	7:30～8:00	佐伯市 佐伯警察署前	10社	11人	2月20日

※2月28日現在、報告受理分のみ掲載

参加：74社、延べ113名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



日田分会



玖珠分会



中央分会



中央西分会



大分南分会



臼津分会



佐伯分会

令和6年度 社会福祉法人 大分合同福祉事業団への寄贈式

大分県トラック協会青年部（魚返直寿部会長）は、2月5日(水)に、令和6年11月に開催した「トラックの日」記念イベント（128,020円）及び、11月に開催したチャリティーゴルフコンペ（20,080円）の益金計148,100円を交通事故遺児の支援を目的に社会福祉法人大分合同福祉事業団へ寄託し、衛藤良司事務局長より感謝状が渡された。



寄付金贈呈



感謝状授与

令和6年度（公社）全日本トラック協会青年部会「九州ブロック大会」へ参加

標記大会が2月17日(金)に、熊本市「ホテル日航熊本」にて開催され、大分県からは魚返部会長をはじめ12名が参加した。また大会には九州各県や全国各ブロックの青年部会員らが集い、総勢約300名が参加した。

基調講演では、アレックス㈱代表取締役社長（Google日本法人元代表取締役社長）辻野晃一郎氏から『持続可能なこれからの物流～DXがもたらす物流革命～』をテーマに、自身の経験や実績を基に、あるべきDXの姿、DXからAIの時代へなどの講演があり、参加者は熱心に聞き入っていた。

九州ブロック大会

【テーマ】絆をかたちに ～共に描く物流の未来～

【サブテーマ】九州はひとつ～ With pride 共に持続可能な新しい物流へ～



住永九青協会長



大会旗伝達式



会場風景

令和6年度（公社）全日本トラック協会青年部会「全国大会」へ参加

標記大会が2月16日(金)に東京都「京王プラザホテル」にて開催され、大分県からは魚返部会長をはじめ4名が参加した。また大会には九州各県や全国各ブロックの青年部会員らが集い、総勢約700名が参加した。

基調講演では、藤原和博氏から『AI時代の戦略的モードチェンジのすすめ』をテーマに講演があり、参加者は熱心に聞き入っていた。

全 国 大 会

【テーマ】絆をかたちに ～共に描く物流の未来～



出島会長



藤原講師



会場風景

【青年部会員募集】

協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者
《問合せ》(公社)大分県トラック協会青年部事務局 岡部、三好
電話：097-558-6311 メール：okabe@ota.or.jp

陸災防だより

令和6年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

※各々定員になり次第締め切ります

◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

3月24日(月)・25日(火)

臨時開催、受講者受付中

◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)

終了しました

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)

終了しました

◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名)

終了しました

◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)

終了しました

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	無料
積卸し作業指揮者		7,700円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイタケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

【問い合わせ先】

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部**
(支部長 石樽 誠二)

☎ (097) 556-7866
FAX (097) 552-1591
〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受 講 年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交 付	番 号	第 号
生 年 月 日	昭和 年 月 日		年月日	令和 年 月 日
現 住 所	〒 [] [] [] - [] [] [] []		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤 務 先	所在地	〒 [] [] [] - [] [] [] []	TEL	— —
	フリガナ 名 称		FAX	— —
			※ 事業主 証 明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ケ月 ㊞

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
〔 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 〕

申込年月日	令 和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	㊞

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合					
			現金・振込		
入金日 / 受講料		テキスト代		合計	円

大分産業機械技能教習所だより

(一社) 大分産業機械技能教習所 理事長 中野健造

【令和7年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試 験 種 別			講 習 内 容		講 習 料		講 習 実 施 月 日	
区 別	種 類	受 講 資 格	日 数	時 間	受 講 料	テ キ ス ト 代	4 月	5 月
免 許	移動式クレーン 登録大分4－移実1	全科（学科・実技）	5 日	25H	108,900	4,565	21日～25日	
		実技のみ	4 日	9H	99,300		21日～24日	
	整地・運搬等 登録大分4－07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 （3ヶ月以上）	2 日	14H	49,500	1,430	15日～16日	12日～13日
		建設機械施行管理技士1級（トラクター系又はショベル系以外）又は2級第4種から第6種合格者	2 日	10H	47,300	1,430		
		車両系（解体）技能講習所持者	2 日	6H	45,500	1,430		
		全科（学科・実技）	6 日	38H	95,500	1,430	7 日～11日と 14日 21日～24日 30日～5/2日と 5/7日～9 日	14日～16日と 19日～21日 22日～23日と 26日～29日
		解 体 用 登録大分4－02	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1 日	5H	21,000	1,793	1 日 28日
	建設機械施行管理技士1級（ショベル系）又は2級第2種合格者		1 日	3H	18,800	1,793		
	不整地運搬車 登録大分4－04	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2 日	11H	41,000	1,793	7 日～8 日	
	高 所 作 業 車 登録大分4－03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2 日	12H	41,200	2,134	1 日～2 日 14日～15日 21日～22日	7 日～8 日 19日～20日 27日～28日
		普通運転免許所持者	3 日	14H	42,400	2,134	1 日～3 日 14日～16日	7 日～9 日 19日～21日
		普通運転免許なし	3 日	17H	52,100	2,134	21日～23日	27日～29日
	小 型 移 動 式 クレーン 登録大分4－01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3 日	16H	41,800	1,375	14日～16日	7 日～9 日
		免除なし	3 日	20H	46,200	1,375		
	玉 掛 け 登録大分4－08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3 日	15H	21,300	1,705	2 日～4 日 9 日～11日 16日～18日	14日～16日 28日～30日
		免除なし	3 日	19H	25,300	1,705	23日～25日 30日～5/2日	
	フォークリフト 登録大分4－05	フォークリフト特別教育（3ヶ月） 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2 日	11H	18,200	1,650	21日と25日	12日と16日
		大型・中型・普通運転免許所持者	4 日	31H	33,000	1,650	1 日～4 日 8 日～11日 21日～24日	2 日と 7 日～9 日 12日～15日 19日～22日
		普通運転免許なし	5 日	35H	34,100	1,650	7 日～11日	
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）		2 日	13H	12,100	1,705	7 日～8 日 17日～18日 30日～5/1日	12日～13日
	小型車両系（機体質量3トン未満）		2 日	13H	13,400	1,375	30日～5/1日	
	ローラー（制限なし）		2 日	10H	13,400	1,551	1 日～2 日	26日～27日
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）		2 日	12H	13,400	1,650	14日～15日	
	テーブルゲートリフター		1 日	6H	11,200	957	9 日 28日	14日
職長・安全衛生責任者教育			2 日	14H	13,400	1,650	7 日～8 日 17日～18日	12日～13日 22日～23日
熱中症予防労働衛生教育			1 日	3.5H	4,400	1,540		

2025年度 運行管理者等一般講習開催のお知らせ

2025年度 一般講習（貨物）を下記のとおり開催いたします。

目 程	実施場所	講習種別	講習時間
2025年6月13日(金)	ダイハツ九州アリーナ 研修室 大分県中津市大貞377-1	貨物	受付 9:20～ 9:50
2025年11月7日(金)			講習 10:00～12:00 講習 13:00～16:00

目 程	実施場所	講習種別	講習時間
2025年7月12日(土)	SWS西日本アリーナ (日田市総合体育館) 大分県日田市田島3丁目29	貨物	受付 9:20～ 9:50
2025年11月1日(土)			講習 10:00～12:00 講習 13:00～16:00

対象者	①運行管理者として選任されている方で、2024年度中に一般講習又は基礎講習を受講されていない方 ②2024年度又は2025年度中に死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした営業所又は輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者 ③運輸支局に新たに運行管理者として選任届出される方で、基礎講習を修了している方
	インターネット予約 ①アイルモータースクールホームページ、下記のURLからオンライン予約をしてください。 https://www.ill-ms.com/shimonoseki/training/operationmanager/ ②予約フォームに必要事項を入力後、ご入力いただいたE-mailアドレスに受講予約確認メールが送信されます。 ③受講予約確認書をプリントアウトし当日持参ください。 FAX等による予約希望者 ・電話にて講習空状態を確認後、予約をお取りください。 TEL：0120-00-2044（フリーダイヤル）
携行品	①運行管理者等指導講習手帳（既にお持ちの方） ②受講予約確認書 ③写真1枚（手帳をお持ちでない方のみ） 受講前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、縦3.0cm、横2.4cmの写真裏面に事業所名、氏名を記してください。 ④運転免許証若しくは健康保険証（本人確認の為、必須）
受講料	大分県トラック協会の会員事業所様は全額助成（無料）となります。 会員外の方：3,200円（税込） ※手帳再交付の場合は実費（1,000円）を講習当日、現金にてお支払いいただきます。
備考	※遅刻、早退等ありますと未修了となりますのでご注意ください。 また、その際の受講料はご返金できません。
連絡先	アイルモータースクール TEL：0120-00-2044 FAX：0979-83-3395

令和7年 全国交通安全運動

令和7年全国交通安全運動が4月6日より開催される。同運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としている。

期間は、令和7年4月6日(日)から15日(火)までの10日間、交通事故ゼロを目指す日を4月10日(木)に指定している。

全国重点は、①子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践、②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルド・シートの適切な使用の促進、③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底。

また、都道府県の交通対策協議会等は、上記の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に則して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会 社 名	代表者名	種別	営 業 所 の 位 置	車 両 数					T E L
				普	小	被	霊	計	F A X
かぶしがいしゃにっしょうとらんすぽーとおいたえいぎょうしよ 株式会社 日商トランスポート大分営業所 令和7年1月22日	なかむら ただし 中村 忠史	一般 利用	大分市家島1100	4	1			5	092-557-3220 ----- 092-557-3256
かぶしがいしゃ クドウ・リース 株式会社 クドウ・リース 令和7年2月3日	くどう ゆうた 工藤 裕太	一般	大分市大字中戸次5856番地3 ヴィラコンソラータ206	4	1			5	090-4484-3942 -----

会員名簿訂正方をお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
17	豊和通商(有) ケーラ・アカシュ	長友 康輝	代表者の変更
21	(有)美和建材 古屋 美和	デシヤン・マルガムワ	代表者の変更
30	日本通運(株)中津支店 FAX 0979-33-0171	FAX 0979-32-7069	FAX番号の変更
33	(株)TOMODA中津営業所		事業所の廃止
38	大分運輸(株)日田営業所		事業所の廃止

「トラック運送業界の景況感（速報）令和6年10月～12月期」 （令和7年2月調査の公開について）

公益社団法人全日本トラック協会は、「トラック運送業界の景況感（速報）令和6年10月～12月期」のとりまとめが終了し、公開しました。

上記の調査報告は、2月10日より全ト協ホームページにて公開いたしましたので、必要の際はHPよりダウンロードして出力していただきますようお願いいたします。

全ト協ホームページリンク先

◆「第128回トラック運送業界の景況感（速報）令和6年10月～12月期」

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/keikyo/2410_12.pdf

燃 料 情 報

令和7年1月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格（円）

	価 格（県内）		
	最 高	最 低	平 均
スタンダード平均	160.0	122.1	135.0
ローリー平均	127.1	116.8	120.1
カード平均	149.8	121.9	129.2

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	9	33.3
出 光	3	11.1
昭 和 シ ェ ル	1	3.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	25.9
そ の 他	7	25.9
合 計	27	100.0

月		24年 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	25年 1
区分													
スタン ド平	大 分	128.0	128.2	130.2	130.2	129.4	127.9	128.5	129.3	129.9	130.1	130.2	135.0
	全 国	125.8	124.2	125.5	125.8	125.7	124.7	124.1	124.4	126.0	125.4	127.3	130.2
ローリー 平	大 分	116.1	116.0	116.6	115.9	117.1	115.2	114.9	114.5	114.7	115.0	115.9	120.1
	全 国	114.7	114.7	115.8	115.5	116.1	115.3	113.4	114.2	114.9	114.7	118.3	120.6
カ ー ド平	大 分	124.0	124.9	124.9	121.4	122.3	125.4	123.4	124.5	123.7	119.6	123.5	129.2
	全 国	123.8	124.2	125.3	124.3	125.7	125.2	123.2	124.4	125.6	124.6	126.6	130.1

注）平均価格は県ト協、全ト協調べ（消費税抜きの価格）

注）スタンダード：スタンダードと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和7年1月)

令和7年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和7年1月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

給 油 別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
価 格	131.94	121.18	132.32

令和7年1月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	132.24	121.20	133.85
出光昭和シェル	134.28	121.18	130.34
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	127.75	120.08	139.55
そ の 他	126.59	121.28	131.17

令和7年1月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	132.21	121.32	133.64
30～50キロリットル未満		122.91	122.45
50～100キロリットル未満	126.90	119.11	120.40
100キロリットル以上		120.46	121.90

令和7年1月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	133.07	124.65	128.20
30～60日 未 満	130.54	121.01	133.08
60 日 以 上	135.66	119.03	120.40

軽 油 価 格 推 移 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令 和 6 年 9 月	124.48	115.62	126.70
令 和 6 年 10 月	126.22	115.62	129.34
令 和 6 年 11 月	125.65	115.56	127.89
令 和 6 年 12 月	126.59	116.97	129.18
令 和 7 年 1 月	131.94	121.18	132.32

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（3月16日～4月15日）

日	曜	行	事
16	日		
17	月	(公社) 全日本トラック協会 食料品部会研修会及び意見交換会	(15:00 全ト協ホール)
18	火	(公社) 全日本トラック協会 利用運送・複合部会研修会及び意見交換会	(15:00 全ト協ホール)
19	水		
20	木	春分の日 臼杵港新フェリーターミナル竣工式典 (10:00 臼杵港新フェリーターミナル)	
21	金	正副会長会 (13:30 大分県トラック会館)、第2回 定時理事会 (15:00 大分県トラック会館)	
22	土		
23	日		
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		
4/1	火	令和7年度 仕事始式 (13:30 大分県トラック会館)	
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日	春の全国交通安全運動 (4月15日まで)	
7	月		
8	火		
9	水		
10	木	全国専務理事業務連絡会議 (14:00 ホテルメトロポリタンエドモンド)	
11	金	2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会 (13:00 全ト協ホール)	
12	土		
13	日		
14	月	九ト協 総務・物流政策・適正化事業・広報委員会合同委員会 (14:00 福岡県トラック総合会館)	
15	火		

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価 (円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1 冊	176	
5	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,595	
10	点検整備記録簿	1 冊	396	
11	車輛管理台帳	1 冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1 冊	990	
14	運行管理者届	1 枚	77	
15	整備管理者届	1 枚	77	
16	運行管理規程	1 冊	264	
17	整備管理規程	1 冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1 箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1 箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1 箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1 箱	660	
22	運送約款 (掲示用)	1 枚	132	
23	運送約款 (冊子)	1 冊	198	
24	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	627	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

こどもを始めとする
歩行者が
安全に通行できる
道路交通環境の確保と
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と
ながら運転等の根絶や
シートベルト・
チャイルドシートの
適切な使用の促進

自転車・
特定小型原動機付自転車
利用時の
ヘルメット着用と
交通ルールの遵守の徹底



4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」
春の全国交通安全運動

【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト

